



三重県公報

令和5年10月10日 (火)

第 455 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
56	三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則	(治 山 林 道 課)	2
告 示			
631	今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査の実施	(文 化 振 興 課)	5
632	海岸保全区域指定の一部を廃止する告示	(農 業 基 盤 整 備 課)	5
633	海岸保全区域指定の一部を改正する告示	(同)	5
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	同伴	(同)	7
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	(建 設 業 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文 化 振 興 課)	8

規 則

三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十月十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十六号

三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則

三重県林地開発許可に関する規則（昭和五十年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(位置図及び区域図)</p> <p>第二条 省令第四条第一号に規定する位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(計画書)</p> <p>第三条 省令第四条第二号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>七の二 防災施設の施行者の概要及び施工実績</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(同意を得ていることを証する書類)</p>	<p>(位置図及び区域図)</p> <p>第二条 省令第四条に規定する位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(計画書)</p> <p>第三条 省令第四条第一号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(同意を得ていることを証する書類)</p>
<p>第五条 省令第四条第三号に規定する同意を得ていることを証する書類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(計画変更に伴う許可申請等)</p>	<p>第五条 省令第四条第二号に規定する同意を得ていることを証する書類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(計画変更に伴う許可申請等)</p>
<p>第八条 開発許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発許可について次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、省令第四条の申請書に変更概要書（第三号様式）及び変更後の計画書を添付して、あらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 林地開発区域の面積（林地開発区域の面積が五ヘクタールを超える場合にあつては既に許可を受けた面積から一ヘクタールを超えて増減するときに限り、林地開発区域の面積が五ヘクタール以下である場合にあつては二十パーセントを超えて増減するときに限る。）</p>	<p>第八条 開発許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発許可について次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、省令第四条の申請書に変更概要書（第三号様式）及び変更後の計画書を添付して、あらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 林地開発区域の面積（既に許可を受けた面積から一ヘクタールを超える増減がある場合に限る。）</p>
<p>三・四 (略)</p> <p>五 残置し、又は造成する森林（次のいずれかに該当する場合に限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 開発事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合が、前条に規定する技術基準等を下回る場合</p> <p>ニ 残置又は造成する森林の配置を著しく変更する</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>五 残置し、又は造成する森林（次のいずれかに該当する場合に限る。）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 開発事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合及び森林又は緑地の配置が、前条に規定する技術基準等を下回る場合</p>

<p>場合</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(開発行為の中止等)</p> <p>第十一条 開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>六・七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中止等の届出)</p> <p>第十一条 開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該開発許可に係る工事を中止後再開しようとするとき 林地開発行為再開届出書(第九号様式)</p>
<p>2 開発事業者は、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定により当該開発行為に係る工事を中止した後再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書(第九号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第十二条 開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 当該開発許可に係る主要防災施設の設置(法第十条の二第四項の規定により附された条件に係るものに限る。)の工事が完了したとき 先行防災施設工事完了届出書(第十号様式)</p> <p>二 当該開発許可に係る工事を完了したとき 林地開発行為完了届出書(第十号様式の一)</p>	<p>(完了の届出)</p> <p>第十二条 開発事業者は、当該開発許可に係る工事を完了したときは、林地開発行為完了届出書(第十号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>い。</p>

第十号様式を第十号様式の一とし、第九号様式の次に次の二様式を加える。

第 10 号様式 (第 12 条関係)

先 行 防 災 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
 事業者氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 連絡先
 (電話番号)

三重県林地開発許可に関する規則第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号 (直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日
施 設 名	

注 工事記録写真、品質管理書類及び出来形図面を添付してください。

(規格 A 4)

紙十回申送付申「注 省令第 4 条第 2 号及び第 3 号に掲げる書類（第 3 号において「許可を受けようとする者」を「許可に係る地位を承継した者」に読み替える。）を添付してください。」や「注 省令第 4 条第 3 号から第 7 号までに掲げる書類（第 4 号において「許可を受けようとする者」を「許可に係る地位を承継した者」に読み替える。）を添付してください。」に添付してください。

監 証

ハシ署証せ 公任の申送付に付。

告 示

三重県告示第 631 号

今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査を次のとおり実施します。

令和 5 年 10 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

今後の文化行政を進めていくうえでの基礎資料とするため、県民の皆さんの文化についての意識や活動等について把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和 5 年 10 月 13 日（金）から同月 27 日（金）まで（15 日間）

3 調査対象者

令和 5 年 6 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 5,000 人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 基本情報
- (2) 文化についての意識や活動に関すること
- (3) 文化・芸術に関する情報の入手等に関すること
- (4) その他（意見等）

三重県告示第 632 号

海岸法による海岸保全区域指定（昭和 35 年三重県告示第 98 号の 2）の一部を次のとおり廃止します。

令和 5 年 10 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 地区海岸の名称

- (1) 三重県熊野灘沿岸浜島海岸
- (2) 三重県熊野灘沿岸磯部海岸

2 廃止する区域

(1) 番号 1

基標（浜島町浜島広見 611）から基標（浜島町浜島広見 631）に至る間の干汐時水際線から海に向つて 20 m はなれた線と堤防裏法尻より陸地に向つて 10m はなれた線によつて囲まれた区域

番号 89

基標（浜島町浜島大方 1,049）から基標（浜島町浜島大方 1,104）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向つて 10m はなれた線によつて囲まれた区域

(2) 番号 98

基標（磯部町磯部大矢 1,585）から基標（磯部町磯部大矢 1,584）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向つて 10m はなれた線によつて囲まれた区域

三重県告示第 633 号

海岸法による海岸保全区域指定（昭和 35 年三重県告示第 98 号の 2）の一部を次のように改正します。

令和 5 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県熊野灘沿岸磯部海岸の項中

「

番号	地区 海岸名	起点 終点	所在地				地番 (基標)	海岸保全区域	摘要
			郡市	町村	大字	字			
66	磯部	自 至	志摩	磯部	磯部	丸海	542 1,680	基標から基標に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向って10mはなれた線によって囲まれた区域	港湾 94
						平野			

」

を

「

番号	地区 海岸名	起点 終点	所在地				地番 (基標)	海岸保全区域	摘要
			郡市	町村	大字	字			
96	磯部	自 至	志摩	磯部	磯部	丸海	542 1,682	基標から基標に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向って10mはなれた線によって囲まれた区域	港湾 94
						平野			

」

に改める。

三重県熊野灘沿岸南勢海岸の項中

「

番号	地区 海岸名	起点 終点	所在地				地番 (基標)	海岸保全区域	摘要
			郡市	町村	大字	字			
163	内瀬 海岸	自 至	度会郡	南勢町	内瀬	松原	1,320 1,610	基標から基標に至る間の干汐時水際線から海に向って20mはなれた線と堤防裏法尻より陸地に向って10mはなれた線及び汐遊堤防裏法尻より陸地に向って1mはなれた線によって囲まれた区域	23
						船付			

」

を

「

番号	地区 海岸名	起点 終点	所在地				地番 (基標)	海岸保全区域	摘要
			郡市	町村	大字	字			
163	内瀬 海岸	自 至	度会郡	南伊勢町	内瀬	川向井	1,970-7 1,610	基標から基標に至る間の干汐時水際線から海に向って20mはなれた線と堤防裏法尻より陸地に向って10mはなれた線及び汐遊堤防裏法尻より陸地に向って1mはなれた線によって囲まれた区域	23
						船付			

」

に改める。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 5 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
100券	農業	52205113775	1	令和 4 年 8 月 22 日～ 令和 5 年 8 月 20 日	株式会社 J A 全農みえサービス J A S S - P O R T 黒部	令和 5 年 8 月 4 日
200券	農業	52205213774	1	令和 4 年 8 月 22 日～ 令和 5 年 8 月 20 日	株式会社 J A 全農みえサービス J A S S - P O R T 黒部	令和 5 年 8 月 4 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 8 月 18 日に終了した旨、中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、路線測量及びレーザー測量）
- 2 作業地域
多気郡大台町の一部及び度会郡大紀町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 9 月 22 日に終了した旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市久保町及び同市山室町

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 5 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分をした年月日
令和 5 年 9 月 28 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社西森工業 代表取締役 西桐 英二
所在地 三重県四日市市石塚町 1 番 6 号
許可番号 三重県知事許可（般-30）第 022425 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の全て
 - (2) 停止を命ずる期間
令和 5 年 10 月 12 日から同月 14 日までの 3 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社西森工業の西桐英二は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑が確定している。このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年10月10日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項**(1) 案件名**

令和5年度環生第4号 三重県総合文化センターエントランスプラザ横エレベーター（No.10）取替

(2) 内容

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）までとします。

(4) 履行場所

三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格**(1) 競争入札参加資格**

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年11月9日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 5 年 11 月 22 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 11 月 15 日（水）17 時までには本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 5 年 11 月 15 日（水）17 時までには通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 5 年 11 月 22 日（水）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 5 年 11 月 22 日（水）14 時 30 分

なお、入札書は令和 5 年 11 月 17 日（金）から同月 22 日（水）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和 5 年度環生第 4 号

三重県総合文化センターエントランスプラザ横エレベーター（N o . 10）取替

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 5 年 11 月 22 日（水）14 時 35 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立て

をされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Replacement of the elevator (No.10) in the entrance plaza at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, November 17, 2023 and 2:30 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, November 22, 2023.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
